

公益社団法人日本動物病院協会 動物病院認定規程

(通則)

第 1 条 公益社団法人日本動物病院協会（以下「この法人」という。）の認定動物病院の認定に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 動物病院認定制度（以下「認定病院制度」という。）は、診療の質や設備等について一定の基準を満たし、地域貢献活動に積極的に取り組む動物病院を JAHA 認定動物病院（以下「認定病院」という。）として認定することにより、良質な動物医療を確保すると共に、認定病院が地域の核となり、人と動物双方が幸せに暮らすことのできる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(認定の条件)

第 3 条 認定病院の認定を受けるには、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

- (1) この法人に所属する正会員であること。
- (2) 別に定める認定病院基準を達成していること。

(認定の手続き)

第 4 条 認定病院の認定を受けようとする動物病院は、申請書に必要書類を添えてこの法人宛に申請するものとする。

2 申請に基づき、専務理事及び常設委員会委員長で構成する認定病院認定委員会が審査し、理事会が認定する。

(認定資格の更新)

第 5 条 初回認定期限は認定日以後 1 回目の 3 月 31 日とし、以後 1 年ごとに更新する。

2 更新には、認定病院基準を満たしていることが確認されなければならない。

(認定資格の中断)

第 6 条 認定病院として認定された施設および施設代表者が、一時的に認定病院基準を満たさなくなった場合には、条件が回復するまで認定を中断する。

2 前項に該当する場合は速やかに当会に申告し、認定の中断期間は、この法人の認定病院であることを表示する印刷物等（病院ウェブサイト、看板等の造作物などを含む表示されているものすべて）の使用を中断しなければならない。

(認定取り消し)

第 7 条 認定病院として認定された施設および施設代表者が、次の各号の一以上に該当する場合には、認定を取り消す。ただし、会長宛に弁明書を提出し、再審査を求めることができる。

- (1) 申告内容に虚偽があった場合
- (2) 認定病院基準を満たさなくなった場合
- (3) 認定病院又はその代表者に法令に抵触する行為が明らかになった場合
- (4) 認定病院又はその代表者に社会的規範を逸脱する行為が明らかになった場合
- (5) この法人の認定病院制度の趣旨を逸脱する行為が明らかになった場合
- (6) この法人の名誉を著しく毀損した場合
- (7) この法人を退会した場合
- (8) 前記各号に準じた事情が明らかになり、この法人が、認定取り消しが妥当と判断した場合

(認定の取り消しによる損害)

第 8 条 前条により認定が取り消された場合、認定を取り消された動物病院は、取り消しを受けた翌日から、この法人の認定病院であることを表示する印刷物等（病院ウェブサイト、看板等の造作物等を含む表示されているものすべて）の使用はできない。

2 前項の処置に伴う費用、経費、損害は当該動物病院が負担し、この法人は一切その責任を負わない。

3 前条の認定取り消しに際し、この法人に損害が発生したときには、当該動物病院はその損害を補填する義務を負う。

（認定料、更新料）

第 9 条 認定料、更新料は次のとおりとする。

認定手数料（初回認定時） 20,000 円（税抜）

（認定病院の証票製作費、協会としての認定病院 PR の費用など）

年間認定料 10,000 円（税抜）（年度途中の認定の場合も同額）

更新料 （不要）

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 9 月 24 日改定

平成 26 年 5 月 15 日改定

平成 27 年 5 月 14 日改定

平成 27 年 5 月 14 日改定の認定手数料、年間認定料については、平成 28 年度より適用する。